

■「報告徴収命令」を受けるまでの経緯について（下図参照願います）

① 当社は、平成 27 年度第 3 回保安検査^{*}（2015 年 11 月）において、原子力規制委員会より「濃縮事業部は自らの保安活動について改善する機能が欠落若しくは機能不全に陥っている状態である」という指摘を受けました。全社の品質保証体制を管轄している品質保証室に第三者的な観点から、濃縮事業部の保安活動を補完させることとし、改善活動を進めました。

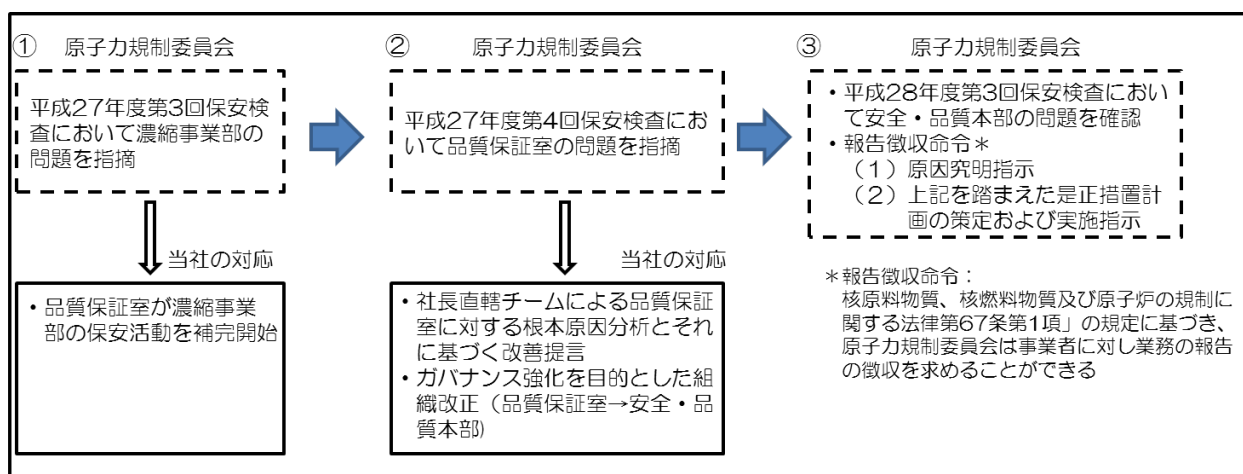
② しかし、平成 27 年度第 4 回保安検査（2016 年 2 月）において、品質保証室自体が主体的に活動できていない等の指摘を受けたため、その原因を特定するため、社長直轄の組織（根本原因分析チーム）を立ち上げて根本原因分析等を実施しました。

また 2016 年 6 月にはガバナンス強化を目的として品質保証室の一部と安全本部を安全・品質本部として統合し、品質保証室にあった監査部門を監査室として独立させる等の組織改正を実施しました。

③ しかしながら、平成 28 年度第 3 回保安検査（2016 年 11～12 月）において、安全・品質本部は、社長直轄の組織（根本原因分析チーム）から同本部に対してなされた改善提言に基づく対応が終了していないにもかかわらず、組織改正等によって改善されたとする、事実と異なる評価結果をまとめていたこと等が確認されました。

そのため、2016 年 12 月 14 日に、原子力規制委員会より「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 67 条第 1 項」の規定に基づく報告の徴収命令を受けました。

（※）保安検査：年 4 回原子力規制庁が原子力事業者に対して保安規定の遵守状況を確認するために行う検査。

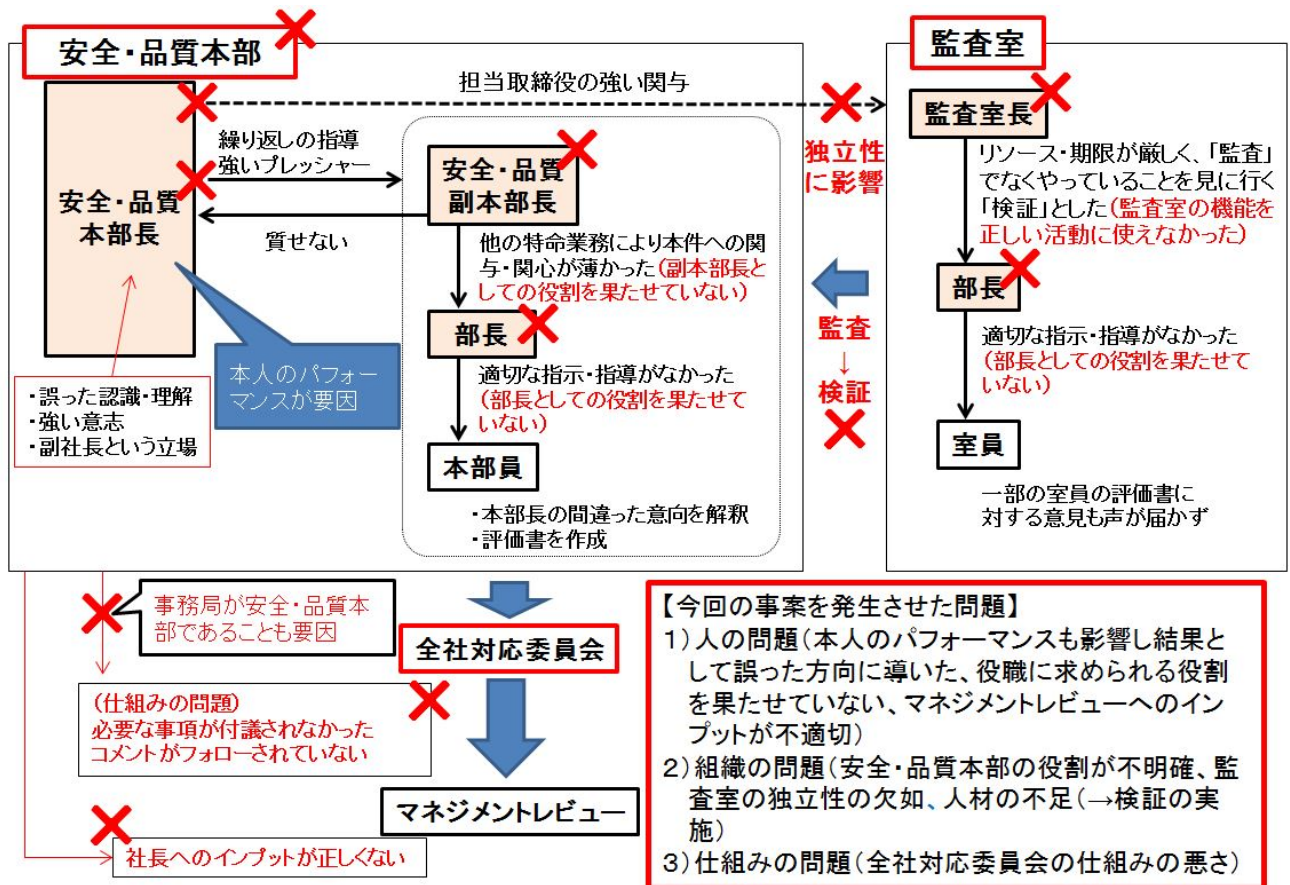


図「報告徴収命令」を受けるまでの経緯について

■主な原因と是正措置について（下図参照願います）

報告徴収命令を受け、この事象に関する事実調査を行った結果、「人」「組織」「仕組み」の各分野に直接的な原因（安全・品質本部長の認識誤り、安全・品質本部の役割が不明確、全社対応委員会の仕組みが不十分等）があり、すみやかに是正する必要があること（「是正措置」といいます）、また、事象の背景にある要因（職場風土など）に対する改善が必要であることがわかりました。これらを踏まえ、当社は 2017 年 1 月 30 日に「是正措置計画」を策定し、原因とともに原子力規制委員会へ報告しました。（2 月 28 日に改正版を報告）

<主な原因>



<主な是正措置>

主な原因である安全・品質本部および監査室に共通的な「人にかかる原因」や、それ以外の「組織にかかる原因」および「仕組みにかかる原因」に対する是正措置を、安全・品質本部、監査室、全社対応委員会毎に分類しました。

(安全・品質本部)

問題に対する直接的な原因		是正措置
1) 人の問題	本人のパフォーマンスも影響し、結果として誤った方向に導いた、役職に求められる役割を果たせていない	体制の刷新【品質保証に係る知識を有し、必要な経験を積んだ人材の登用】
	安全・品質本部によるマネジメントレビューへのインプットが不適切	上記に加え、マネジメントレビューに向けた安全・品質本部による対応の改善【具体的情報を正確にインプットする】
2) 組織の問題	安全・品質本部の役割の不明確さ	4事業部の品質マネジメントシステムの運用・改善に係る指導・助言の遂行に向け、安全・品質本部の役割・責任・権限を明確化

(監査室)

問題に対する直接的な原因		是正措置
1) 人の問題	役職に求められる役割を果たせていない	体制の刷新（監査室長、部長の交替）【品質保証に係る知識を有し、必要な経験を積んだ人材の登用】
2) 組織の問題	監査室の独立性の欠如、人材の不足（⇒検証の実施）	監査室の独立性確保 【監査室への特定の取締役の関与をなくす、執務場所の離隔】
		監査室の活動を監査に限定→全社大で人材の確保

(全社対応委員会)

問題に対する直接的な原因		是正措置
3) 仕組みの問題	全社対応委員会の仕組みの悪さ	全社対応委員会の改革と仕組みの見直し【コメントをフォローする仕組みを明確にする、助言機関からの脱却】

※詳細については、報告徴収命令に基づく報告書をご覧ください。

